資料１

平成２７年２月９日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

平成27年度　江戸川区計画相談　基本方針

１　状況

○平成27年3月31日をもって経過措置期間が終了することに伴い、全ての利用者について、支給要否決定にあたってサービス等利用計画案の提出を求めることとなる。

資料２

２　原則

○サービス等利用計画案は、「相談支援事業者による作成」を基本とする。

○利用者が「相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案」を希望する場合は、前項に代えて提出することができる。

３　緊急措置

○江戸川区は、相談支援事業所の体制整備方策として、事業所開設の働きかけや効率化のための助言といった取組みを積極的に行ってきたが、依然事業所は大きく不足している。

そこで、江戸川区においては、以下のとおり計画相談を導入するものとする。

優先順位

（1）新規利用者＋区が計画相談を特に必要と認める方（※）

　（民間事業所へ依頼。ただし、※について事業所の現員で応じられない場合は区職員が適切にフォローする。）

（2）区立施設の利用者

　　　（区立相談支援事業所等が担当）

（3）上記以外の者

（「相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案」の提出を求める。

　同計画案作成にあたっては、必要に応じて区職員が適切にフォローする。）

　○江戸川区は、引き続き、事業所開設の働きかけ、相談支援専門員の増加、効率化のための助言等の取組みを積極的に行う。

４　備考

　○緊急措置は、相談支援事業所の不足が解消されるまで当面の間、継続するものとする。

■27年度　件数（予測）

全利用者　　　　　　　　　　　5,900人

うちサービス等利用計画対象者　5,600人（300人は介護保険上乗せ給付のため、対象外）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　2,500人（既導入者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　3,100人（未導入者）

　　　　　　　　　　　うち27年度対象者　　　**2,300人**

|  |  |
| --- | --- |
| 600人 | 新規利用者 |
| 440人 | 区立施設利用者 |
| 1,260人 | その他 |

平成27年度　計画相談の導入予定について

１．平成27年度の計画相談導入件数（予測・概数）

平成２７年２月９日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

※障害福祉サービス・障害児通所支援 受給者数　　5,900人

　うち介護保険上乗せ給付で対象外の者　　　　　　 300人

サービス等利用計画等既導入者　　　　　　 　　2,500人

→計画相談未導入　**3,100件**

　　　　　↓

このうち、平成27年度の新規/支援区分更新/サービス更新の件数

**2,300件**

☆平成27年度中に計画作成が必須の件数です。

２．１のうち、新規利用者数

※　（身１５＋知５＋精３０）件×１２ヶ月＝

**600件**

☆この件数を民間新規事業所が担当。新たに相談支援専門員（事業所）となる方は18名。

既存事業所は既に手一杯に近いと想定し、新規事業所が中心に担当。　　600÷18≒34件／員

３．１のうち区立障害者施設利用者

**440件**

☆本人状況を把握する、区立障害者施設内の相談支援事業所及び指定管理者法人の運営する事業所が担当。

４．１から２と３をマイナスした件数

**1,260件**

☆やむを得ず「いわゆるセルフプラン」を作成することになるが、必要に応じて区が作成を補助。

☆民間事業所の空き状況に応じて作成依頼も行う。

☆区は、引き続き相談支援専門員・事業所の拡充を進め、平成28年度には事業所作成に移行できるように努める。